

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第2回 意見書

弥永真生

資料1で意見を求められている点については以下のように考えております(意見を求められていない点[もしかすると公益信託会計の文脈で検討される予定なのかもしれませんが、省令事項なので]について、関連しているのでコメントさせていただいております)。

①は、特定資産公益信託に相当するような公益信託の運営委員及び信託管理人をさせていただいたという乏しい経験からは80%という基準は十分に達成可能なように思えます。

しかし、事業型でかつ小規模な場合(受託者以外に当該信託事務に関与する補助者などがほとんどいない場合)には信託報酬割合が大きくなるので厳しいのかもしれませんが、適切な基準を提案できないのですが、事業型で小規模(たとえば、年間の支出額が1000万円以下)の場合には、もう少し、比率を緩和した方がよいのかもしれませんが。

②については案2が現実的かもしれないと思いますが、信託財産から生ずる利子等収益額または信託行為で定めた一定金額(案1の定めによる額を基礎として定まる額)のより多い金額を支出するという定めを信託行為に設けることを要求することも考えられるかもしれませんが。このようにすれば、案2とは異なり、追加信託があった場合でも死蔵を防げるのではないかと思われま。

③については、公益信託の性質上、ご指摘のように報酬の開示をていねいに求めるのが本筋なのではないかと思えます(公益認定委員会が適切に公益認定を行っているということが外部からも見えるようになるという点でもプラスなのではないかと思えます)。また、公益信託報酬の中に含まれている事業費相当部分については適切な基準で把握し、かつ、開示できるのであれば、事業費扱いしてよいのではないかと思えます。

④には賛成です。税制上の優遇の対象となっていることからすると、国民(及び国税庁)に対する説明責任という観点からも、存続可能性の維持が確保・促進されるような枠組みが必要であると思えます。また、開示が求められることによって信託管理人も監督しやすくなると期待できるのではないかと思えます。

⑤が最大の難問ですが、抽象論としては、原則として開示は広く要求し、信託財産の規模が小さく、1年間の寄附(税制上の優遇を寄附者がうけるもの)額が少ないものについては、開示の簡素化を認めるということが考えられるのではないかと思えます。受託者が法人の場合には法人というベールに実質的な受託者が隠されてしまわないように開示が必要でし

よう(したがって、他の法令により開示がされている場合にはそれでよいのですが、たとえば株式会社のほとんどは決算公告を行っていないので、他の法令で開示が求められているというだけでは不十分です。また、登記等だけでは、会社等の実態はまったくわかりません)。個人が受託者になる場合について外部者(寄附をしようとする者など)が意思決定するためにどのような情報が必要と考えるのかという視点も含めて要求事項は考えた方がよいのかもかもしれません。

また、税制上の優遇が与えられているという観点から、そのような優遇がない一般的な株式会社などとは異なる情報開示が受託者に求められる(とりわけ、受託者の固有事務と信託事務とが重なり合う場合)ことがありうるというのは一般論としてあり得ることなのではないかと思われます。もっとも、情報開示のせいで、受託者のなり手がなく、その結果、公益信託の拡大・普及が実現しないというのも問題ですが(不祥事をできるだけ予防するのか、不祥事が起きるのはありうることなのだと割り切って事後的に対応すればよいのかという選択の問題ですが、日本のマスコミなどをはじめとする社会は不祥事の発生を許さないという傾向が強い、予防優先という考え方が強いようにも見えます)。

さらに、たとえば、受託者が個人または法人のいずれである場合であっても、特別の利益を与えてはならない者に対して公益信託が特別の利益を与えている場合に外部者が気づくぐらいの開示は必要なのではないかという印象がござります。

この観点から、意見を求められているわけではありませんが、公益法人の開示(公益法人会計基準 第5(14)。内閣府公益法人メールマガジン第198号 [https://www.koeki-info.go.jp/other/backnumber/2024/20240710_01.pdf]2頁参照)と平仄をあわせて(政令1条の「関係者」を資料1のように絞り込んだとしても、第1回研究会での「関係者」についてのご提案と同程度に広い範囲の関連当事者を前提として)、計算書類の注記として、関連当事者との取引の開示を要求する必要もあるのではないかという印象があります。

このような開示が求められることによって、受託者(場合によってはさらに合議制の機関)及び信託管理人としては関連当事者に特別の利益を与えていないかどうか(関連当事者との取引が適正な条件で行われているかどうか)について注意を払うように動機付けられると思われます。

(ご参考)

「会社法の下で関連当事者との取引に関する注記を導入することとした理由が、単に計算書類を適正に開示するという観点のみならず、一定の利害関係者との間で不公正な条件での取引等が行われている場合には、これを開示することによって、そのような取引を行う業務執行者の業務の執行のあり方の適正性の判断材料を提供させるという観点に立つ」(相澤哲=和久友子「新会社法関係法務省令の解説(7)計算関係書類」旬刊商事法務1765号15頁)。